

呉市お部屋探し協力店登録事業に関する要綱

(目的)

第1条 呉市お部屋探し協力店登録事業（以下「本事業」という。）は、民間賃貸住宅の市場において、住宅確保要配慮者及び賃貸人の双方の不安を解消するためのしくみを構築して民間賃貸住宅市場の環境整備を図り、住宅確保要配慮者の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。）第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者をいう。
- (2) 呉市お部屋探し協力店 本事業の趣旨に賛同し、賃貸住宅に係る仲介業務を行う不動産事業者をいう。

(対象不動産事業者)

第3条 呉市お部屋探し協力店（以下「協力店」という。）として本事業に参加しようとする不動産事業者（以下「事業者」という。）の代表者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている暴力団員等であると認められる者でないこと
 - (2) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の免許を取得していること
 - (3) 宅地建物取引業法に基づく免許取消し処分を受けていないこと
 - (4) 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っていないこと
- 2 事業者が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）である場合は、前項第2号の要件は必要としない。

(登録の申請)

第4条 事業者の代表者は、呉市お部屋探し協力店登録（変更）申請書（様式第1号）（以下「協力店申請書」という。）に以下の添付書類を添えて市長に提出することとする。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 宅地建物取引業免許の写し（居住支援法人の場合は不要）
- (3) 代表者の身分確認書の写し

2 前項の規定は、第6条の変更登録の申請があった場合にも準用する。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を

審査し、適當と認めるときは呉市お部屋探し協力店に登録し、様式第3号によりその旨を通知するものとする。

2 前項の規定は、第6条の変更登録の申請があった場合にも準用する。

(変更登録の申請)

第6条 協力店は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、市長に変更登録の申請を行うこととする。

(協力店の役割)

第7条 協力店は、媒介契約を締結した賃貸住宅の賃貸人に対して事業の趣旨等への理解を求め、賃貸人に対して住宅確保要配慮者の円滑な入居に関する助言を行うこと等により、すべての住宅確保要配慮者の入居の円滑化に努めることとする。

2 協力店は、次に掲げる事項について可能な範囲で協力すること。

- (1) 住宅確保要配慮者の住まい探し
- (2) 賃貸人への住宅確保要配慮者の入居に対する協力依頼
- (3) 住宅確保要配慮者への生活支援サービスの紹介
- (4) 福祉支援が必要であると考えられる場合の福祉関係窓口の紹介（又は行政へのつなぎ）

(登録の取消し)

第8条 市長は、協力店が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録された登録内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき
- (2) 協力店が廃業や支店廃止した場合等で協力店が存在しないことを確認したとき

2 市長は、前項の規定により登録を取消した場合は、様式第4号により協力店に通知することとする。ただし、前項第2号の場合は除く。

(協力店登録の消除の申請)

第9条 協力店は、登録の消除を求めるときは、様式第5号の呉市お部屋探し協力店登録事業に係る登録消除申請書を市長に提出することとする。

2 市長は、前項の規定により登録を消除したときは、様式第6号により協力店に通知することとする。

(秘密の厳守)

第10条 本事業の全ての実施主体（その者が法人である場合にあってはその役員。）及びその職員並びにこれらの者であったものは、本事業の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

付 則

この要綱は、令和7年6月1日から実施する。